

委 託 契 約 書

委 託 業 務 の 名 称	福山地区消防組合府中消防署仮眠室系統冷暖房設備更新業務委託									
業 務 委 託 料			億		百万			千		円
{ うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 }			億		百万			千		円
(注) { } の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。										
履 行 期 間	自 2026年(令和8年) 月 日 至 2026年(令和8年) 9月11日									
業 務 内 容	別紙仕様書のとおり									
契 約 保 証 金 (契約金額の10/100以上)	免除(福山地区消防組合が準用する福山市契約規則 第6条第1項第5号)									
そ の 他 の 事 項										

上記の委託について、発注者と受注者とは、次の条項により契約を締結し、その証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

2026年(令和8年) 月 日

住 所 福山市沖野上町五丁目13番8号
 発注者 商号又は名称 福山地区消防組合
 名 前 管理者 枝 広 直 幹 印

住 所
 受注者 商号又は名称
 名 前 印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(個人情報保護)

- 第2条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報の内容を他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。この契約完了後又は契約解除後も同様とする。
- 3 個人情報の保護に関する法律に違反する行為があったときは、罰則が適用される場合がある。

(秘密の保持)

- 第3条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- (資料又はデータ等の複写及び複製の確認)
- 第4条 受注者は、業務に係る資料、データ等を複写し、又は複製する必要があるときは、あらかじめ、発注者にその確認を求めるものとする。
- 2 受注者は、この契約の終了後に、前項に規定する資料、データ等を廃棄するものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が業務の処理に関し、必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金を業務の処理以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括再委託等の禁止)

- 第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号、名称その他必要な事項を記載した書面の提出を請求することができる。

(特許権等の使用の責任)

- 第7条 受注者は、業務の処理に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている処理方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第7条の2 発注者は、監督員を置いたときは、その名前を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 監督員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者に対する業務に関する指示
- (2) この約款及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督
- 3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 第1項の規定により、発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等は、仕様書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(処理の立会い)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の処理に発注者の職員を立ち合わせ、又は受注者の履行状況の報告を求めることができるものとする。

2 前項の規定による立会い又は報告の結果、発注者は、この契約の目的物について必要があると認めるときは、受注者に対して業務に関する指示を行うことができる。この場合において、受注者は当該指示に従い、その業務を行わなければならない。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、業務の内容を変更し、一時中止し、又はこれを打ち切ること(第3項において「変更等」という。)ができる。この場合において、業務委託料の額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の規定により業務委託料の額を変更する場合は、その変更すべき業務委託料の額は、発注者の当初の設計金額に対する当初の業務委託料の額の割合を発注者の変更設計金額に乗じて得た額とする。

3 第1項の規定による変更等により、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、その賠償額については、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、遅滞なくその理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数については、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

2 前項の規定により履行期間を延長したときは、第26条第5項の規定は適用しない。

(事故発生時の報告)

第11条 受注者は、この契約の目的物の納入前に事故が発生したときは、直ちに発注者に対して口頭又は電話をもって連絡するとともに、遅滞なくその状況を発注者に報告しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第12条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する場合は、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内にこの契約の目的物について検査を行うものとする。

3 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の立会いを求め、前項に規定する検査を行うことができる。この場合において、発注者は、検査を行う日時を事前に受注者に通知するものとする。

4 第2項の検査の結果不合格となり、当該目的物について発注者からその補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の通知をして再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については同項の規定を準用する。

5 第2項の検査及び前項の再検査に要する費用は、受注者の負担とする。

6 受注者は、第2項の検査又は第4項の再検査に合格したときは、遅滞なく当該目的物を発注者に引き渡すものとする。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(資料等の返還)

第15条 この契約の目的物の引渡し完了したとき、又は契約を解除したときは、受注者は、業務の履行に用いた全ての支給用品の残余、貸与品、資料等を速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が返還を不要と認めたものについては、この限りでない。

(データ又は記録媒体等の廃棄)

第16条 受注者は、業務終了後において、業務に関するデータ、その記録媒体等の廃棄をするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得るものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

(契約不適合責任)

第17条 発注者は、引き渡された目的物が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、その補修、代替物の引渡し、若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、同項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際に契約不適合があることを知っていたとき、又は契約不適合が受注者の故意若しくは重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第18条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第20条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その損害額については発注者と受注者とが協議してこれを定める。

(発注者の催告による解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでない

と認められるとき。

- (4) 正当な理由なく、第13条第4項の補正又は第17条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を業務の処理以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第22条又は第23条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下この号から第12号までにおいて同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員、その支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団関係者であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ アからエまでのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当することを知らずに、当該者と再委託契約その他の契約を締結したと認められる場合において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

- (11) この契約に関し、受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次号において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次号において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

- (12) 排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令が確定したとき（前号ア及びイに規定する確定したときをいう。）。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条各号又は前条（第11号及び第12号を除く。）に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第23条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第9条第1項の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

- (2) 第9条第1項の規定により業務の一時中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 第22条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第25条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、業務の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

2 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完成することができないとき。
 - (2) この契約の目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第19条又は第20条(第11号及び第12号を除く。)の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 第20条第11号及び第12号の規定により、この契約が解除されたとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第19条又は第20条(第11号及び第12号を除く。)の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料につき遅延日数に応じ、この契約の入札を公告した日又は見積書を徴した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)で計算した額とする。
- 6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(損害金の予定)

第27条 発注者は、第20条第11号及び第12号の規定によりこの契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料の10分の1に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
- 3 前条第6項の規定は、前2項の規定による損害金の支払について準用する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第13条第6項の規定により当該目的物の引渡しを受けた後も適用されるものとする。
- 5 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対し、損害金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して損害金を支払う責任を負うものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第28条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第14条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第29条 発注者は、この契約に基づく受注者の賠償金、損害金又は違約金と、発注者の支払うべき業務委託料その他受注者に支払うべき債務とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(その他の事項)

第30条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

福山地区消防組合府中消防署

仮眠室系統冷暖房設備更新業務委託

図面リスト		
図番	図面名称	縮尺
1/11	機械設備特記仕様書No.1	—
2/11	機械設備特記仕様書No.2	—
3/11	附近見取図、配置図	N.S.、1:200
4/11	機器表	N.S.
5/11	系統図 1階平面図 (既存)	N.S. 1:100
6/11	2階平面図 (既存)	1:100
7/11	2階平面図 (更新後)	1:100
8/11	1階平面図 (電気図)	1:100
9/11	2階平面図 (電気図)	1:100
10/11	分電盤結線図 (電気図)	N.S.
11/11	仕上げ 平面詳細図	N.S. 1:100

排水設備	(屋 内)	
	① 管	※ 硬質ポリ塩化ビニル管 (J I S K 6 7 4 1) V P (・ 露出部 カラー V P) ・ 排水用給管 (S H A S E - S 2 0 3) ・ コーティング鋼管 ・ 結露防止層付塩化ビニル管 ・ 耐火二層管 ・ 建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 ・ 配管用炭素鋼鋼管 (J I S G 3 4 5 2) S G P
	② 通気管	・ 配管用炭素鋼鋼管 (J I S G 3 4 5 2) S G P ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 (J I S K 6 7 4 1) V P (・ 露出部 カラー V P) ・ 耐火二層管 ・ 建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管
	3 満水試験継手	3階以上にわたる排水立て管には、各階ごとに満水試験継手を取付ける。
	4 ビット内配管保温	・ 施工する ・ 施工しない
	(屋 外)	
	5 方式	・ 自然排水 ・ ポンプ排水
	6 管	・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (J I S K 6 7 4 1) (・ V P ※ V U) ・ SA、AB形 ・ SC形 ・ 小口径
	7 インパート樹	・ 塩ビ製 ・ 鋳鉄製 (・ M H A ・ M H B ・ 小口径用 (塩ビ蓋)
	8 インパート樹用蓋	・ RA、RB形 ・ SC型 ・ 小口径
	9 排水樹	・ 塩ビ製 ・ 鋳鉄製 (・ M H A ・ M H B ・ 小口径用 (塩ビ蓋)
	⑩ 排水樹用蓋	・ グレーチング ・ 鉄板製 φ 6 m/m ・ 300m/m以上 (車道道路以外) ・ 600m/m以上 (車道道路) ・ 勾配図による。
11 埋設深さ	・ 配管工事完了後、防露工事前に監督員立会の上、通水試験を行う。	
12 その他	・ 配管途中、埋戻し前又は配管完了後、防露工事前に監督員立会の上満水試験を行う。	

給湯設備	① 方式	○ 単管式 ・ 複管式
	2 管	・ 鋼管 (J I S H 3 3 0 0) (・ Mタイプ ・ Lタイプ) ・ 被覆鋼管 (呼び径20までとする) ・ 水道用亜鉛メッキ鋼管 (J I S G 3 4 4 2) S G P W ・ 保温付被覆鋼管 (J I S H 3 3 0 0 の外面に発泡断熱材 (14mm以上) で被覆したもの) ・ 一般配管用ステンレス鋼管 (J I S G 3 4 4 8) S U S 3 0 4 ○ 架橋ポリエチレン管 ・ ポリブテン管
	③ 弁	○ J I S 1 0 K ・ J I S 5 K
	④ 熱源	・ ボイラー () ○ 給湯器、湯沸器 () ・ 電気温水器 () ・ ヒートポンプ式給湯器 ()
	5 膨張水槽	・ ステンレス製 () ・ 鋼板製 ()
	6 その他	・ コンクリート埋設管内の保温はアスファルトジュート1回巻きとする。 配管終了後、保温工事前に監督員立会の上、規定の水圧試験を行う。

消火設備	1 管	・ 水道用亜鉛メッキ鋼管 (J I S G 3 4 4 2) S G P W ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管 (第2種亜鉛メッキ製品) (J I S G 3 4 5 4) S T P G ・ 配管用炭素鋼鋼管 (J I S G 3 4 5 2) S G P ・ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 (W S P 0 4 1) S G P - V S ※ 消火用配管は、消防法令に適合するものとする。
	2 弁	・ J I S 1 0 K
	3 消火栓箱	・ 総合形 (・ H B - 1 A ・ H B - 1 B) ・ 単独形 (・ H B - 2 A ・ H B - 2 B) ・ 総合形 (・ H B - 4 A ・ H B - 4 B) ・ 消火器箱併設形 (・ H B - 1 A S ・ H B - 1 B S) ・ ステンレス製 () ・ 鋼板製 ()
	4 水源用水槽	
	5 消火ポンプユニット	・ 認定型 φ × / min × m kW × 台
	6 ポンプ基礎	・ 標準型 ・ 防振型
	7 消火器	・ () 型 () 本 ・ 収納箱共 ・ 置台共 ・ 壁掛フック共
	8 保温	イ) 呼水タンクの保温 ・ 施工しない ・ 施工する ロ) 充水タンクの保温 ・ 施工しない ・ 施工する ハ) 消火配管の保温は次による。 ・ 屋内消火栓用 ・ 施工しない ・ 施工する ・ スプリンクラー用 ・ 施工しない ・ 施工する ・ 連結送水用 ・ 施工しない ・ 施工する ・ 連結散水用 ・ 施工しない ・ 施工する
	9 その他	水圧試験及び消防設備等の機能等についての試験基準に基づく外観試験及び性能試験を行う。

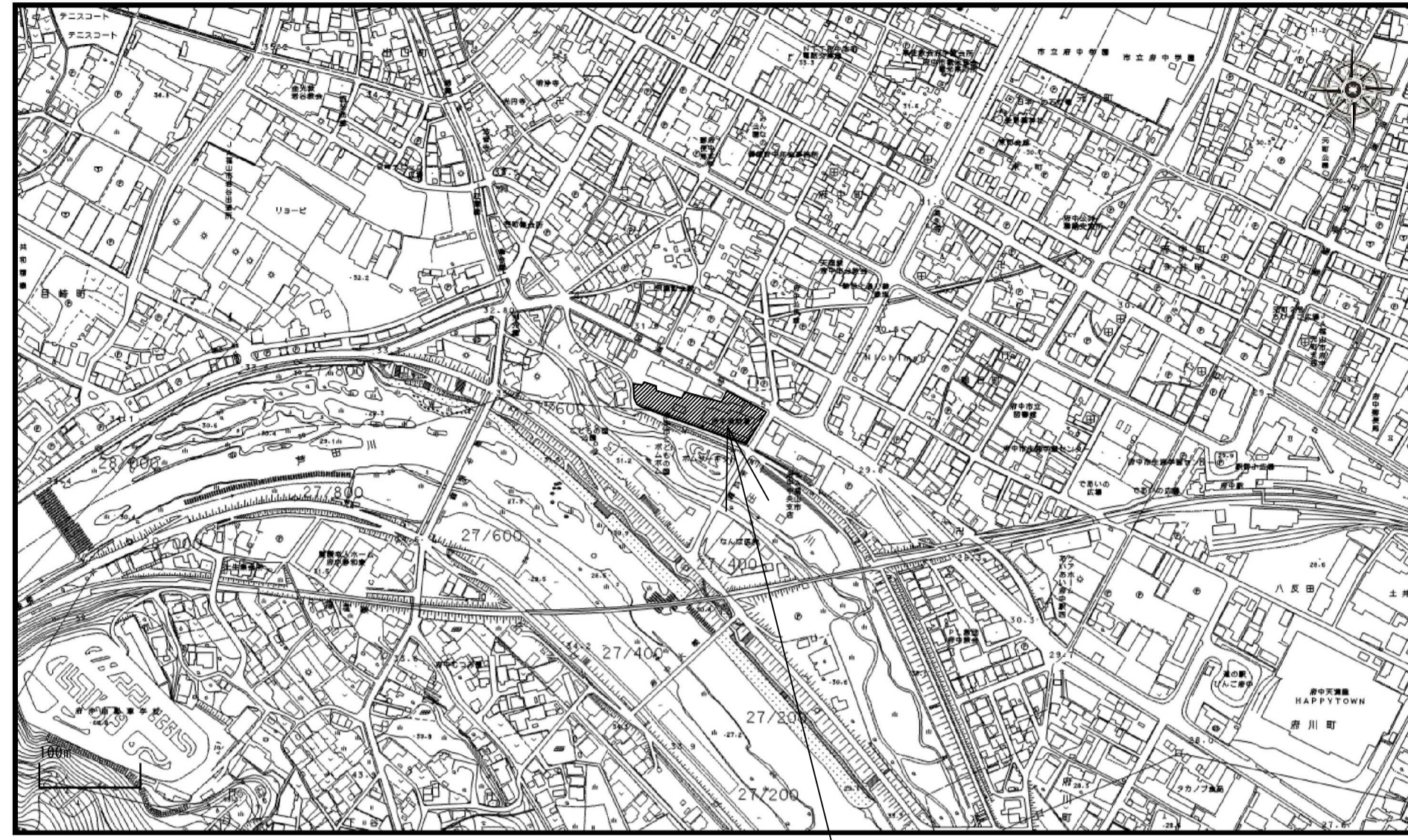
浄化槽設備	1 処理種別	・ 小規模合併処理 ・ 合併処理 ・ 単独処理槽 ・ 放流水質 (・ B O D m g / 以下 ・ C O D m g / 以下 ・ T - N m g / 以下 ・ T - P m g / 以下)
	2 構造	・ 分離接触ばっ気方式 ・ 長時間ばっ気方式 ・ 分離ばっ気方式 ・ その他 ()
	3 形式・容量	・ ユニット型 (型 人槽 / 日) ・ 現場施工型 (人槽 / 日)
	4 排水方式	・ 自然排水 ・ ポンプ排水 ()
	5 マンホール	・ M H A 型 ・ M H B 型 ・ 製造者の規格品
	6 その他	工事竣工後、6ヶ月間は試運転調整とし、 処理水試験の報告書を作成し、浄化槽法による法定検査を受注者の責任において受ける。 槽の水張り試験及び配管の満水、水圧、通水、空気圧試験を行う。 無償保守点検期間中の消耗薬剤については、受注者において準備し、期間終了後の引継ぎまでに必要薬剤名やその量を報告する。

ガス設備	① 種別	・ 都市ガス ○ 液化石油ガス
	② 管	○ 配管用炭素鋼鋼管 (J I S G 3 4 5 2) (白管) ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管 (J I S G 3 4 5 4) (黒管) ・ ガス用ステンレス鋼フレキシブル管 ・ ガス用ポリエチレン管 (J I S K 6 7 7 4) ○ ポリエチレン被覆鋼管 (J I S G 3 4 6 9) ・ 塩化ビニル被覆鋼管
	③ 継手	○ 鋼管継手 (亜鉛メッキ) ○ P L S 継手同等品以上、溶接継手
	④ プロパンガス集合装置	○ (5 0) k g × (2) 本立 ・ 無 (既設) ・ パルク貯槽 () k g ・ 壺型 ・ 横型
	5 機器等	・ 別図による
	6 遮断装置等	・ 遮断弁 ・ ガス漏れ警報器 ・ 取付は (・ 本工事 ・ 別途工事) とする。 ・ 配線接続は (・ 本工事 ・ 別途工事) とする。 コントローラーは圧力確認復帰形とする。 ・ 本工事は、当地区ガス会社責任施工とする。 気密試験は、配管途中埋戻前又は、配管完了後監督員立会の上試験を行う。
	7 その他	

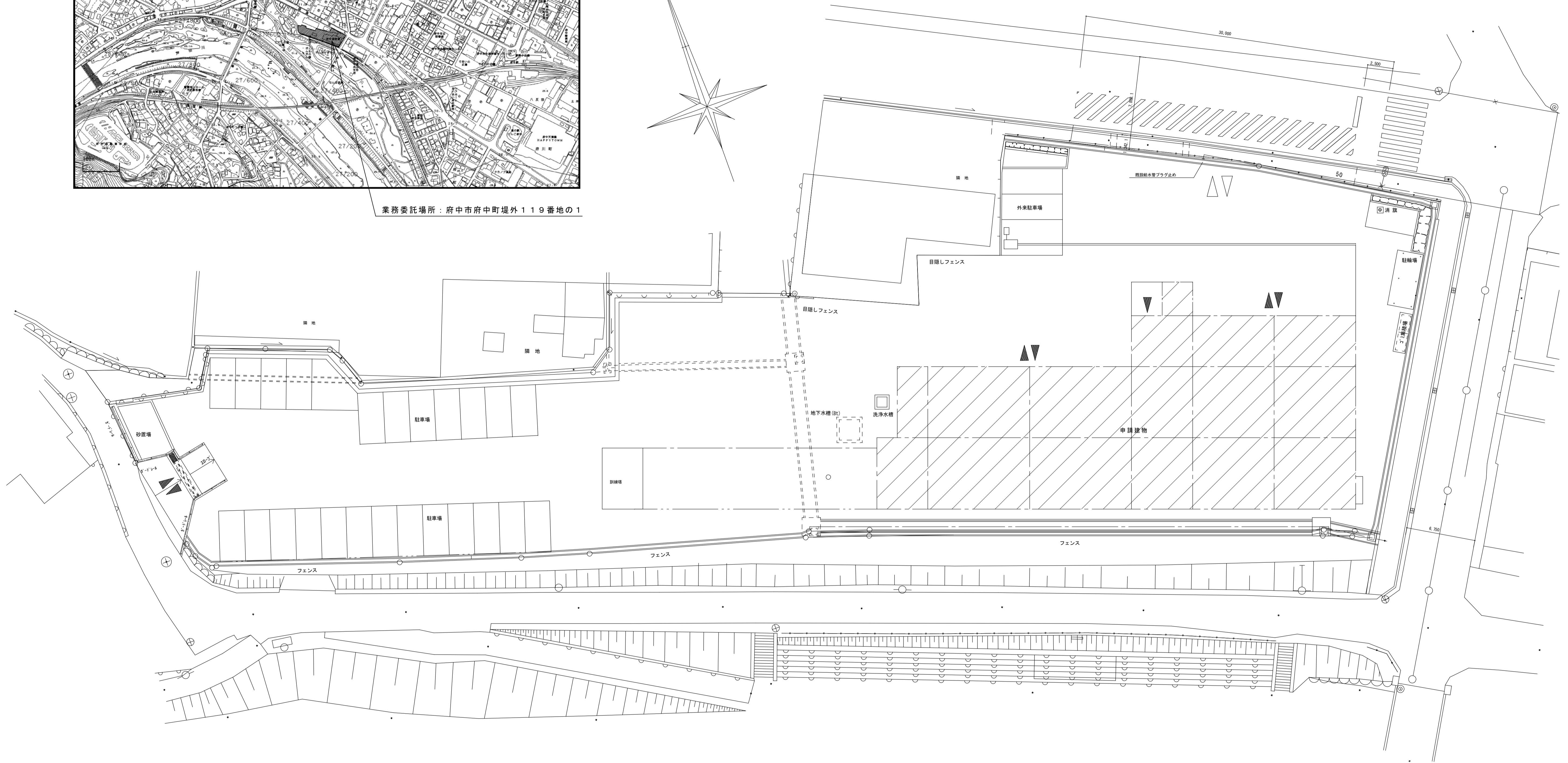
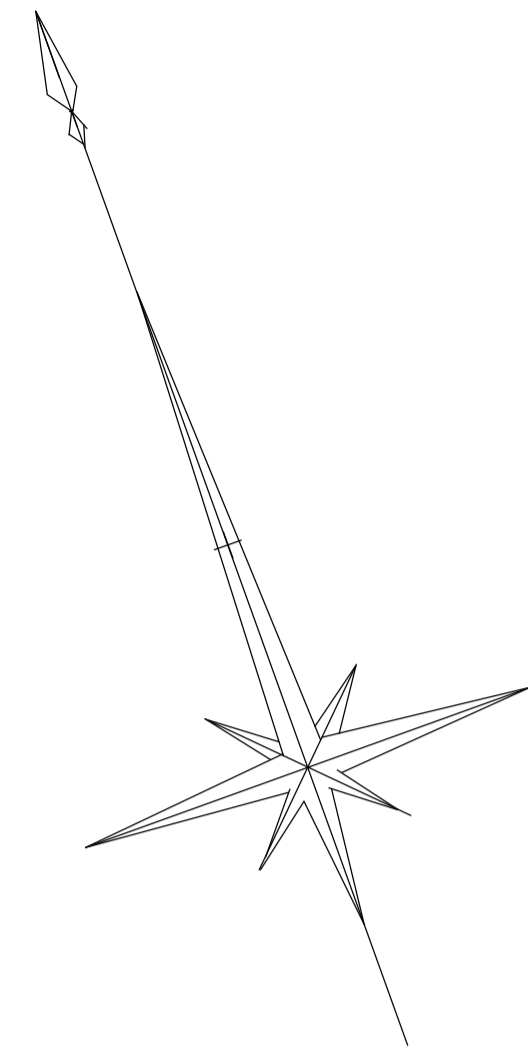
空調設備	1 設計条件	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">条件</th> <th colspan="2">屋 外</th> <th colspan="2">屋 内</th> </tr> <tr> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> </tr> <tr> <td>夏 季</td> <td>35.0 °C</td> <td>67.1 %</td> <td>28.0 °C</td> <td>50.0[※] %</td> </tr> <tr> <td>冬 季</td> <td>0.1 °C</td> <td>71.5 %</td> <td>19.0 °C</td> <td>40.0[※] %</td> </tr> </table> <p>※ 湿度調節機能がない設備については、成行とする。</p>	条件	屋 外		屋 内		温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏 季	35.0 °C	67.1 %	28.0 °C	50.0 [※] %	冬 季	0.1 °C	71.5 %	19.0 °C	40.0 [※] %
	条件	屋 外		屋 内																	
		温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																
	夏 季	35.0 °C	67.1 %	28.0 °C	50.0 [※] %																
	冬 季	0.1 °C	71.5 %	19.0 °C	40.0 [※] %																
	2 冷水・温水・冷却水 冷温水管	・ 水道用亜鉛メッキ鋼管 (J I S G 3 4 4 2) S G P W ・ 配管用炭素鋼鋼管 (白管) (J I S G 3 4 5 2) S G P 膨張・補給水管 ・ 一般配管用ステンレス鋼管 (J I S G 3 4 4 8) S U S 3 0 4																			
	3 蒸気・油管及び冷媒管	・ 配管用炭素鋼鋼管 (黒管) (J I S G 3 4 5 2) S G P ・ 断熱材被覆鋼管 (J C D A 0 0 0 9)																			
	4 ブライン管	・ 配管用炭素鋼鋼管 (黒管) (J I S G 3 4 5 2) S G P																			
	5 給水及び排水管	給、排水設備の項による。																			
	6 ファンコイルユニット 及びパッケージエアコン	・ 床置形 ・ 天井形 (・ 露出 ・ 隠ぺい形 ・ カセット形) ・																			
	7 フレキシブルジョイント	・ ステンレス製ベローズ形 ・ 合成ゴム製																			
	8 吹出口・吸込口	・ 枠及びスリットの材質は ・ 鋼板製 ・ アルミニウム製																			
	9 防煙・防火ダンパー	・ 防煙ダンパー (S D) ・ 防火ダンパー (F D) ・ 防煙防火ダンパー (S F D) ・ 防煙ダンパーは ・ 電気式 ・ 空気式 ・ ダンパー復帰機構は ※ 遠隔式 ・ 手元式																			
10 風道	・ グラスウールダクト (円形ダクト) (注: 火気使用室、多湿箇所は使用不可) ・ 亜鉛鉄板製 (空調、換気、排煙) ・ 鋼板製 (排煙) (※ 低圧ダクト ・ 高圧1ダクト ・ 高圧2ダクト) 長方形ダクトは ※ コーナーボルト工法 (・ 共板工法 ・ スライドオンフランジ工法 ・ アンクルフランジ工法) 消音材を内貼りした風道、チャンパーは図示寸法は内法寸法とする。 ・ ダンパー前後の風量測定口は、図示した箇所に設ける。																				
11 冷温水管の空気抜	・ 空気溜りを生ずると思われる配管箇所には、必要に応じて操作の容易な位置に空気抜弁を設ける。自動空気抜弁は、元バルブ付とする。																				
12 その他	試験は、配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。 空気調和設備機器取付完了後試運転調整を行ない、風量、温度、湿度及び騒音の測定を行い、測定表を提出する。 ・ 冷媒及び吸収液等の処理については、回収後適正に破壊処理し、その結果を書面をもって監督員に報告する。 ・ 業務用冷凍空調機器は、「フロン排出抑制法」に従って適切に処理し、その結果を書面をもって監督員に報告する。 法に基づく機器台帳を製作し監督員に提出する。 ・ 特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)の対象となるものは、同法の定めに従って適切に処理し、その結果を書面をもって監督員に報告する。 ※ 機器表特記による。 ・ 空気調和機等又はフィルターチャンパーの装着枚数の () %を予備品 (待付)として納める。																				
13 予備品等																					

換気設備	① ダクト	低圧ダクト (○ スパイラルダクト ・ コーナーボルト工法 (・ 共板 ・ スライド) (S U S 型) ・ アンクル工法) とする。 厨房系統の排気用ダクトは標準仕様書よりも一層手厚いものを使用する。 厨房用ダクトはアンクルフランジ工法とする。 ・ グラスウールダクト (円形ダクト) (注: 火気使用室、多湿箇所は使用不可) 取付位置は (・ 図示した位置 遠心送風機吐出ダクト又は吸込ダクト ・ 外気取入れダクト) とする。
	2 風量測定口	空気調和設備の当該項目による。
	3 ダンパー	○ 浴室 (シャワー室、脱衣室を含む) 系統
	④ 排気ダクトのシール	空気調和設備の当該項目による。
	5 チャンパー	下記ダクトの保温を行う。 ・ 全熱交換器用のダクト (保温の厚さ25mm、範囲は図示による。) ・ (・ 厨房 ・ 湯沸室 ・) のダクト (仕様はh・(イ)・Ⅵとし範囲は図示による。) ・ OAダクト 機器から外壁の間 (保温の厚さ25mm) ・ EAダクト 外壁より1m (保温の厚さ25mm)
	6 保温	

自動制御設備	1 中央監視制御装置	・ 有り (構成機能図は図示による) ・ 無し
	2 電源装置	・ 要 (・ 本工事 ・ 別途工事) ・ 不要
	3 計装工事の配線	屋外、屋内露出の配線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。



業務委託場所：府中市府中町堤外119番地の1



業務委託名	福山地区消防組合府中消防署仮眠室系統冷暖房設備更新業務委託	福山地区消防組合消防局	図面NO.						
図面名称	附近見取図、配置図 縮尺 N.S. : 1:200		2026年 4月	主務	課員	次長	課長補佐	課長	副長

冷暖房機器表（既設）

記号	機器名	仕様	電源	電気容量	台数	設置場所	備考
ACP 1	空冷ヒートポンプエアコン マルチ 室外機	冷房能力 28.0KW 暖房能力 31.5KW	3φ200V	15.1KW	1	1階室外機置場	
		分岐管、防振架台共、吹出ダクト（防鳥網付）					
ACP 1-1	空冷ヒートポンプエアコン マルチ 天井ビルトイン型	冷房能力 5.6KW 暖房能力 6.3KW	1φ200V	0.15KW	2	2階仮眠室	
		リモコン共 (内1台補助ヒーター1.5KW付き)					
ACP 1-2	空冷ヒートポンプエアコン マルチ 天井ビルトイン型	冷房能力 4.5KW 暖房能力 5.0KW	1φ200V	0.11KW	2	2階仮眠室	
		リモコン共					
ACP 1-3	空冷ヒートポンプエアコン マルチ 天井ビルトイン形	冷房能力 4.5KW 暖房能力 5.0KW	1φ200V	0.06KW	1	女子隊員室	
		化粧パネル リモコン共					

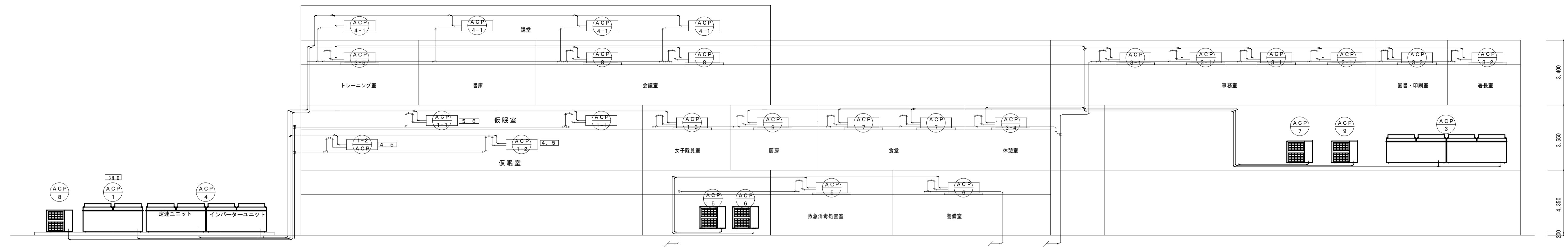
※ 既存パッケージエアコン（仮眠室系統ACP-1）については、機器は残置の上、冷媒回収・破壊処理を行なう。
リモコンのみ撤去、リモコン線の端末処理を行なう。

冷暖房機器表（新設）

記号	機器名	仕様	電源	電気容量	台数	設置場所	備考
PAC 1	空冷ヒートポンプマルチエアコン ツイン 壁掛け型	冷房能力 4.6KW 暖房能力 5.4KW	1φ200V	1.2KW+0.03kw×2 0.21KW	5	2階仮眠室 2階女子隊員室	コンクリート製基礎を含む 150B×150H×600L 防振ゴム敷き
		R410A ドレンアップ ワイヤレスリモコン					
PAC 2	空冷ヒートポンプマルチエアコン トリプル 壁掛け型	冷房能力 6.0KW 暖房能力 7.2KW	1φ200V	1.68KW+0.03KW×3 0.21KW	4	2階仮眠室	コンクリート製基礎を含む 150B×150H×600L 防振ゴム敷き
		R410A ドレンアップ ワイヤレスリモコン					
PAC 3	空冷ヒートポンプエアコン ペア 天吊り型	冷房能力 3.6KW 暖房能力 4.0KW	1φ200V	0.6KW+0.09KW 0.12KW	1	2階女子隊員室	コンクリート製基礎を含む 150B×150H×600L 防振ゴム敷き
		R410A ドレンアップ ワイヤードリモコン共					

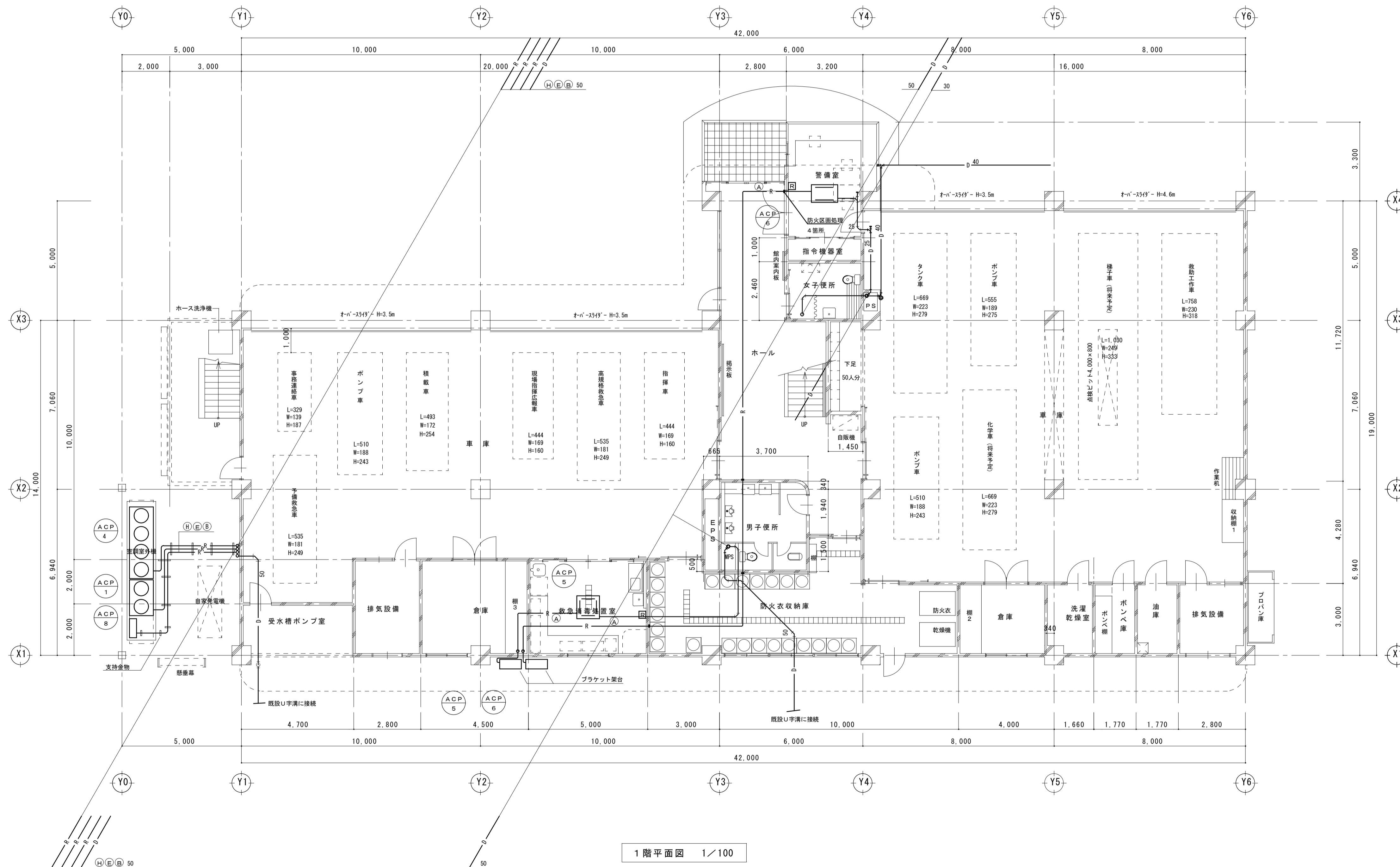
<注記>

- 冷房能力はJIS条件による。
- 電気容量は参考とする。
- 冷媒配管サイズは参考とする。
- 機器は製造者標準仕様。
- 化粧パネルの色は標準色とする。
- 屋内外の連絡配線は、冷媒管巻き込みのこと。
- 屋外機用基礎は本工事とする。
- 屋外機取付け用アンカーボルト、ナットはステンレス製（Wナット）～本工事
- 屋内機は、原則としてドレンアップメカ組込型とする。
- コンクリート基礎下には、防水養生のゴムシート等を敷込む。
- 既存パッケージエアコン（仮眠室系統ACP-1）については、冷媒回収・破壊処理を行なう。
- 室内機のリモコン設定については、近接する機器が誤作動を起こさないように設定する。



空調配管系統図

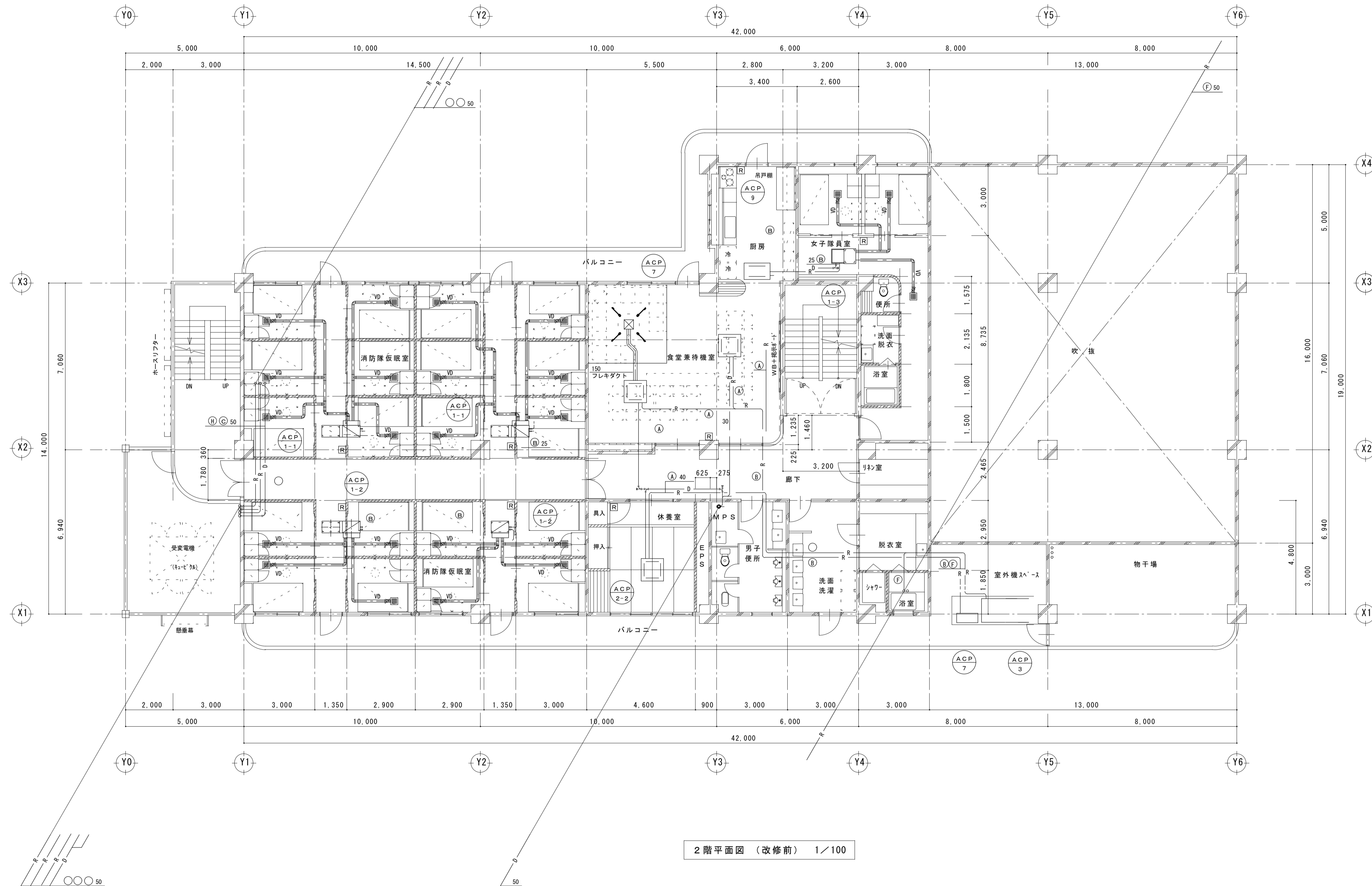
冷媒配管サイズ			
記号	液管 φ	ガス管 φ	
(A)	φ 6.35	φ 12.7	
(B)	φ 9.53	φ 15.88	
(C)	φ 9.53	φ 19.05	
(D)	φ 12.7	φ 25.4	
(E)	φ 12.7	φ 28.6	
(F)	φ 15.88	φ 31.8	
(G)	φ 15.88	φ 34.9	
(H)	φ 19.05	φ 38.1	



1階平面図 1/100

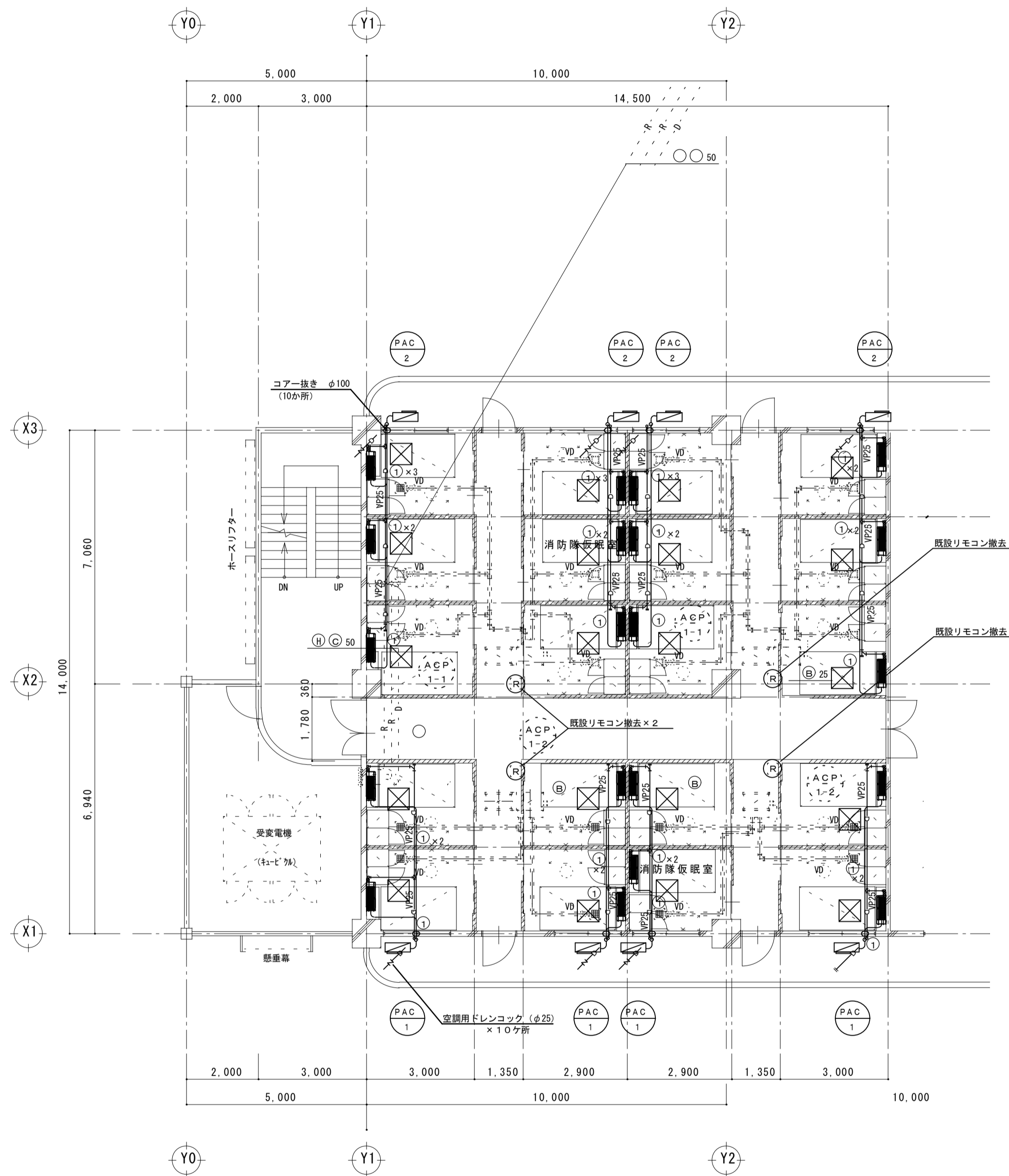
業務委託名	福山地区消防組合府中消防署仮眠室系統冷暖房設備更新業務委託	福山地区消防組合消防局	図面NO			
図面名称	系統図 1階平面図(既設) 縮尺 1/100		2026年 4月	5	11	
主務	課長	次長	課長補佐	課長	部長	

冷暖配管サイズ			
記号	液管 φ	ガス管 φ	
(A)	φ 6.35	φ 12.7	
(B)	φ 9.53	φ 15.88	
(C)	φ 9.53	φ 19.05	
(D)	φ 12.7	φ 25.4	
(E)	φ 12.7	φ 28.6	
(F)	φ 15.88	φ 31.8	
(G)	φ 15.88	φ 34.9	
(H)	φ 19.05	φ 38.1	



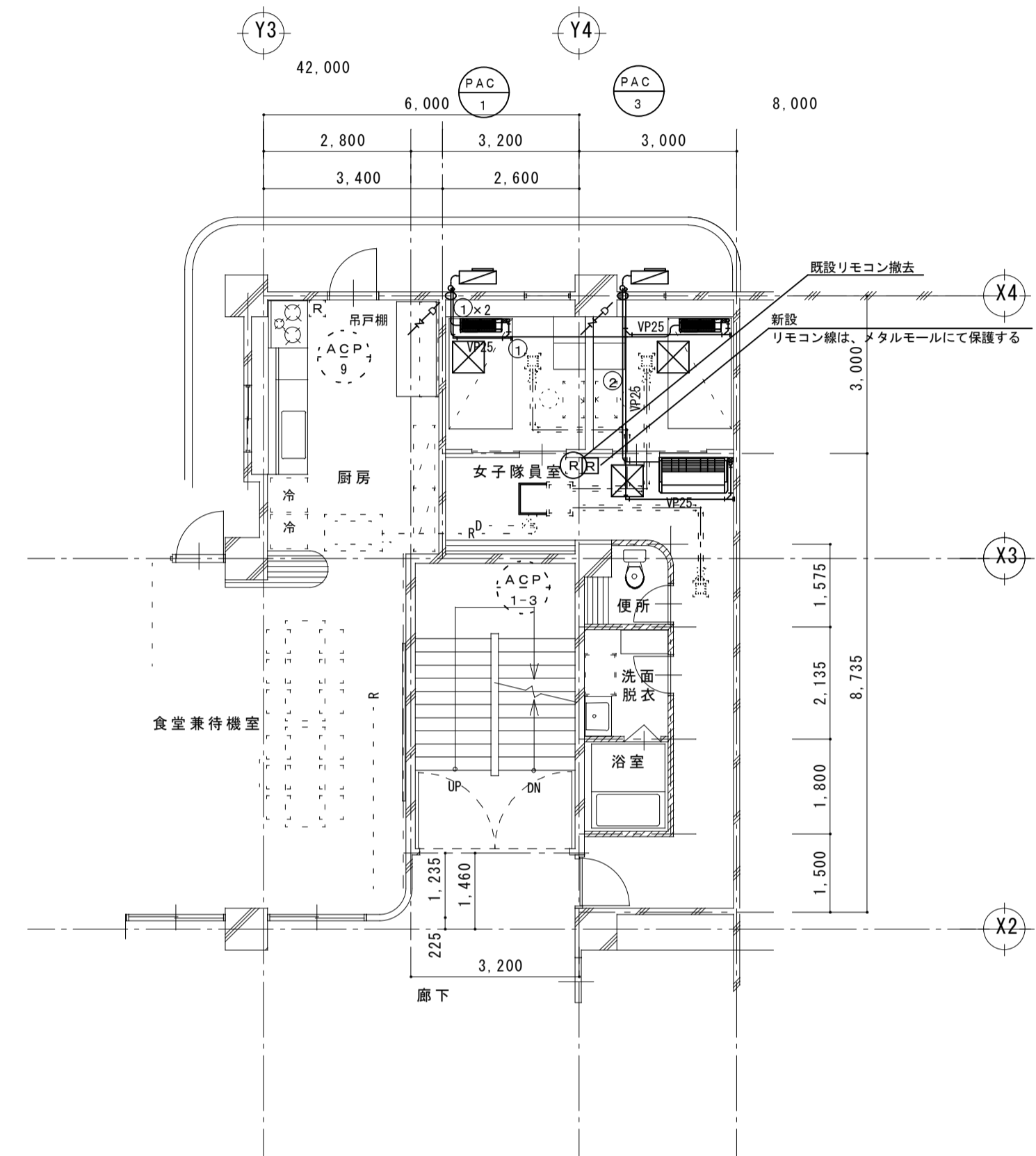
2階平面図 (改修前) 1/100

		業務委託名	福山地区消防組合府中消防署仮眠室系統冷暖房設備更新業務委託		福山地区消防組合消防局		図面NO.
		図面名称	2階平面図 (既設) 縮尺 1/100	2026年 4月	主任	課員	6
					次長	課長補佐	11



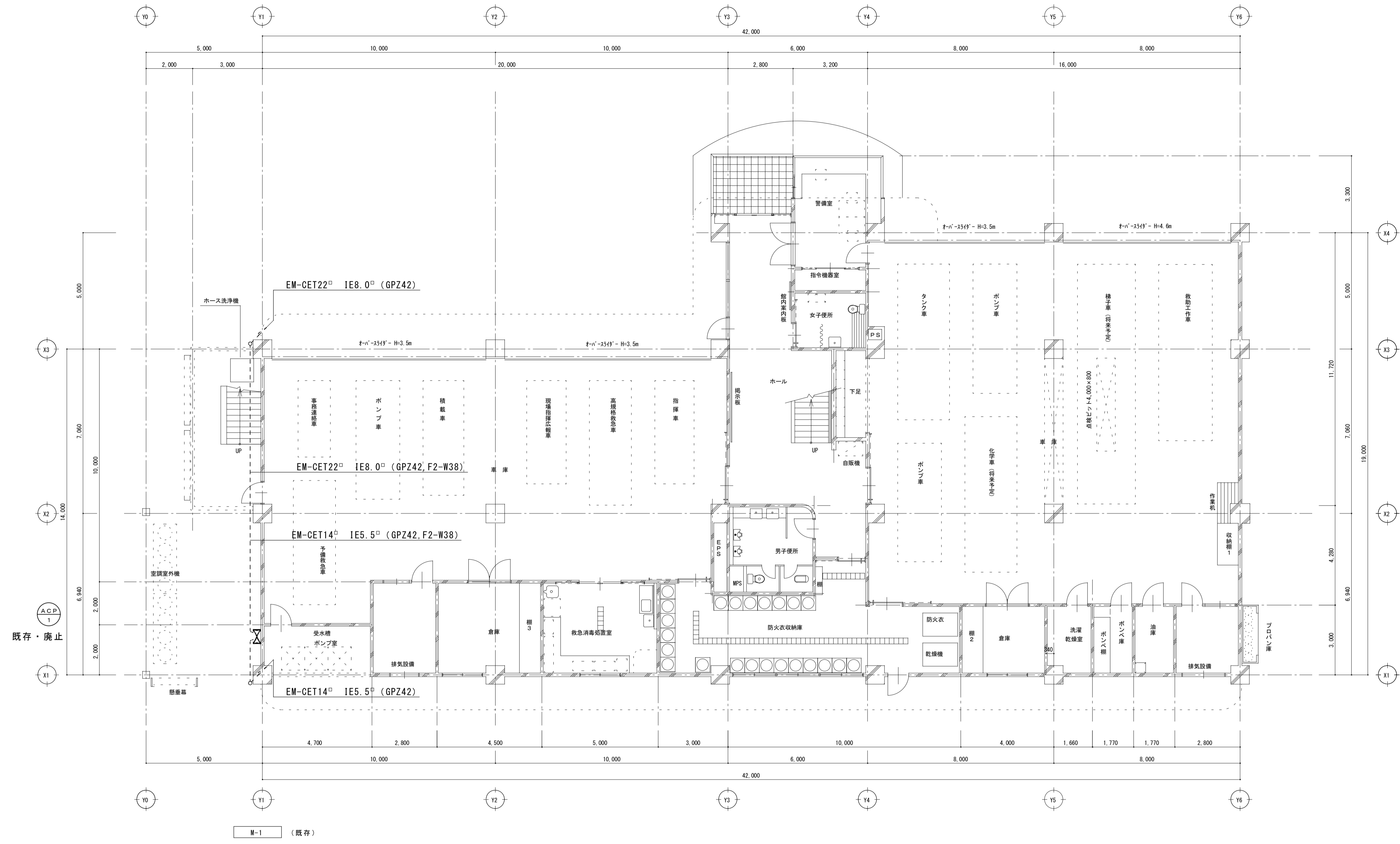
2階平面図 (改修後) 1/100

冷媒管：断熱被覆鋼管（サイズは別表参照）
 保温外装は、ステンレス製とする
 ドレン管：VPISA（屋外露出部は、外壁色カラーVP）
 天井内は、保温施工
 立下げ部に、ドレンコックを設置
 ドレン管端部は、エルボ返しを施工



2階平面図 (改修後) 1/100

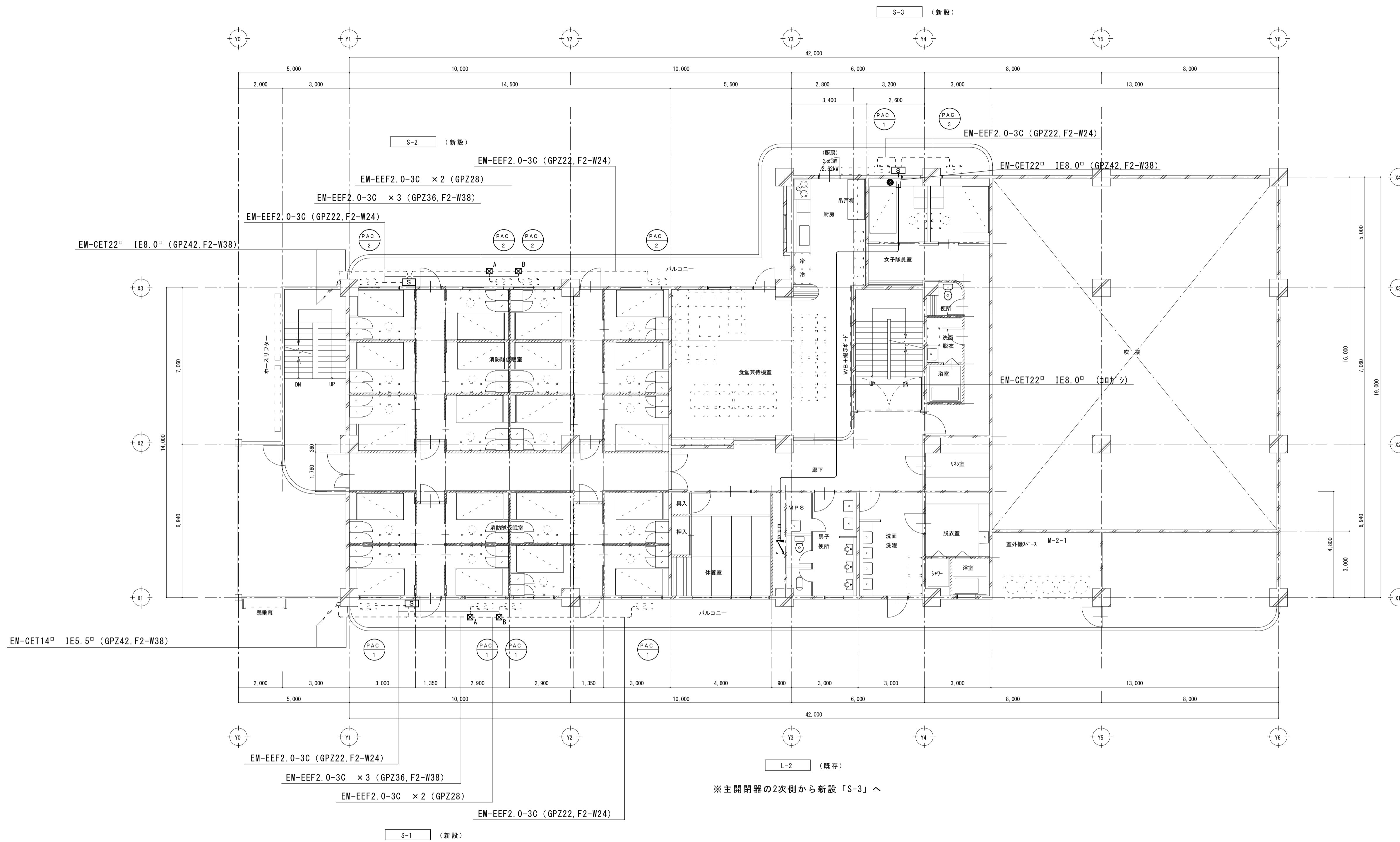
冷媒配管サイズ			
配号	液管 φ	ガス管 φ	
①	φ 6.35	φ 9.53	
②	φ 6.35	φ 12.7	



※既存ACP-1室外機の配線を切り離し、
新設ケーブルを接続する。

1階平面図 1/100

		業務委託名		福山地区消防組合府中消防署仮眠室系統冷暖房設備更新業務委託		福山地区消防組合消防局		図面NO.	
		図面名称		1階平面図(電気図) 縮尺 1/100		2026年 4月		8	
								11	



業務委託名	福山地区消防組合府中消防署仮眠室系統冷暖房設備更新業務委託	福山地区消防組合消防局					図面NO.	
図面名称	2階平面図(電気図) 縮尺 1/100	2026年 4月	主任	課員	次長	課長補佐	課長	部長
9								
11								

分電盤リスト (新設)

盤名称	主開閉器	動力 番号	相電圧 (V)	容量 (A)	機器名称	負荷容量 (KW)	
S-1 屋外壁掛 SUS製 +No. 200 参考寸法 W:500 H:700 D:160	3φ3W MCCB 3P 100/75	PAC-1	1φ200	ELCB2P 50/20	南側仮眠室 (2部屋)	1.31	
		PAC-1	1φ200	ELCB2P 50/20	南側仮眠室 (2部屋)	1.31	
		PAC-1	1φ200	ELCB2P 50/20	南側仮眠室 (2部屋)	1.31	
		PAC-1	1φ200	ELCB2P 50/20	南側仮眠室 (2部屋)	1.31	
		SP					
		SP					
						(5.24)	
S-2 屋外壁掛 SUS製 +No. 200 参考寸法 W:500 H:700 D:160	3φ3W MCCB 3P 100/100	PAC-2	1φ200	ELCB2P 50/20	北側仮眠室 (3部屋)	1.754	
		PAC-2	1φ200	ELCB2P 50/20	北側仮眠室 (3部屋)	1.754	
		PAC-2	1φ200	ELCB2P 50/20	北側仮眠室 (3部屋)	1.754	
		PAC-2	1φ200	ELCB2P 50/20	北側仮眠室 (3部屋)	1.754	
		SP					
		SP					
						(7.016)	
S-3 屋外壁掛 SUS製 +No. 200 参考寸法 W:300 H:500 D:160	1φ3W100-200 MCCB 3P 50/50	PAC-1	1φ200	ELCB2P 50/20	女性仮眠室 (2部屋)	1.31	
		PAC-3	1φ200	ELCB2P 50/20	女性仮眠室 (前室)	1.33	
		SP					
		SP					
						(2.64)	

分電盤リスト (既存)

盤名称 電気方式 結線記号 幹線番号 盤形状	主開閉器 合計容量	回路 番号	電圧 (V)	分岐開閉器			負荷名称	負荷容量 (VA)	附属機器					備考		
				MCCB	ELCB	AF/AT			リモコン リレー 1P	リモコン リレー 2P	リモコン トランス タイマー	WHM				
L-2 (既存)	200/100V MCCB 3P 225AF /175AT	101	100	○	2	50/20	○	非常灯	143							
		102 R	100	○	2	50/20	○	便所・浴室	1,100	1						
		103	100	○	2	50/20	○	仮眠室・全熱交換機	1,350							
		104	100	○	2	50/20	○	予備								(合計 2,593VA)
(屋内)	31,217 (VA)	201 R	200	○	2	50/20	○	仮眠室・休憩室	2,142		3					
		202 R	200	○	2	50/20	○	食堂・洗濯室	1,272		2					
		203	200	○	2	50/20	○	予備								
		204	200	○	2	50/20	○	予備								(合計 3,414VA)
301	100	○	2	50/20	○	消防隊仮眠室	300									
302	100	○	2	50/20	○	消防隊仮眠室	800									
303	100	○	2	50/20	○	消防隊仮眠室	800									
304	100	○	2	50/20	○	消防隊仮眠室	600									
305	100	○	2	50/20	○	消防隊仮眠室	600									
306	100	○	2	50/20	○	消防隊仮眠室	600									
307	100	○	2	50/20	○	消防隊仮眠室	600									
308	100	○	2	50/20	○	消防隊仮眠室廊下	500									
309	100	○	2	50/20	○	バルコニー	400									
310	100	○	2	50/20	○	食堂兼待機室	400									
311	100	○	2	50/20	○	自動販売機	1,000									
312	100	○	2	50/20	○	自動販売機	1,000									
313	100	○	2	50/20	○	予備										
314	100	○	2	50/20	○	食堂・厨房	200									
315	100	○	2	50/20	○	男子便所	1,100									
316	100	○	2	50/20	○	廊下	200									
317	100	○	2	50/20	○	洗濯室・乾燥機	1,100									
318	100	○	2	50/20	○	洗濯室・乾燥機	1,000									
319	100	○	2	50/20	○	洗濯室・乾燥機	1,000									
320	100	○	2	50/20	○	リネン庫・脱衣室	400									
321	100	○	2	50/20	○	洗濯・脱衣室	1,100									
322	100	○	2	50/20	○	便所	1,000									
323	100	○	2	50/20	○	女子更衣室	400									
324	100	○	2	50/20	○	乾燥機用	1,000									
325	100	○	2	50/20	○	炊飯器用	1,000									
326	100	○	2	50/20	○	食器洗浄機用	1,000									
327	100	○	2	50/20	○	1Hコンロ用	2,400									
328	100	○	2	50/20	○	電子レンジ用	1,000									
329	100	○	2	50/20	○	厨房カウンター	1,000									
330	100	○	2	50/20	○	洗濯室洗面台	1,000									
331	100	○	2	50/20	○	予備										
332	100	○	2	50/20	○	予備										
																(合計 22,500VA)
401	200	○	2	50/20	○	空調機	130									
402	200	○	2	50/20	○	空調機	980									
403	200	○	2	50/20	○	予備										
404	200	○	2	50/20	○	予備										
																(合計 710VA)

EM-CET22[□] (コカ[®]) 新設「S-3」へ

2次側配線を切り離し 回路表示を「予備」へ変更

//// : 改修箇所を示す。

参考数量書

業務名称 福山地区消防組合府中消防署仮眠室系統冷暖房設備更新業務委託
業務場所 府中市府中町堤外119番地1

特記事項

次ページ以降の数量書は、参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。

機械設備工事		冷暖房設備電源工事		電源分岐		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
南側系統						
南側系統開閉器盤「S-1」	屋外壁掛 500×700×160 SUS製 MCCB3P100/75A×1 ELCB2P50/20A×4	1	面			
600V耐燃性ケーブル	2.0mm-3C管内 耐燃性ケーブル平形 EM-EEF	70	m			
厚鋼電線管(溶融亜鉛めっき)	GZ36 露出配管	12	m			
厚鋼電線管(溶融亜鉛めっき)	GZ28 露出配管	5	m			
厚鋼電線管(溶融亜鉛めっき)	GZ22 露出配管	15	m			
二種金属製可とう電線管(電動機等接続)	38mmビニル被覆有	1	か所			
二種金属製可とう電線管(電動機等接続)	24mmビニル被覆有	5	か所			
プルボックス形屋外(SUS)	300×300×200	1	個			
プルボックス形屋外(SUS)	200×200×200	1	個			
北側系統						
北側系統開閉器盤	屋外壁掛 500×700×160 SUS製 MCCB3P100/100A×1 ELCB2P50/20A×4	1	面			
600V耐燃性ケーブル	2.0mm-3C管内 耐燃性ケーブル平形 EM-EEF	70	m			
厚鋼電線管(溶融亜鉛めっき)	GZ36 露出配管	12	m			
厚鋼電線管(溶融亜鉛めっき)	GZ28 露出配管	5	m			
厚鋼電線管(溶融亜鉛めっき)	GZ22 露出配管	15	m			
二種金属製可とう電線管(電動機等接続)	38mmビニル被覆有	1	か所			
二種金属製可とう電線管(電動機等接続)	24mmビニル被覆有	5	か所			
プルボックス形屋外(SUS)	300×300×200	1	個			
プルボックス形屋外(SUS)	200×200×200	1	個			

